

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業（フォローアップ事業）
平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

令和元年6月12日

「ものづくり補助事業新商品及び技術展示発表・商談会」開催業務委託仕様書

茨城県中小企業団体中央会

本会では、ものづくり補助事業に取り組んだ事業者を対象とする「ものづくり補助事業成果発表・展示商談会」開催業務について、下記により委託する事業者を募集する。

1. 開催目的

ものづくり補助事業（平成24年度補正中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金、平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業、平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金、平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金、平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金、平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金）に取り組んだ事業者が、補助金を活用して開発した新製品、サービス、技術等を一堂に会し展示することにより、その成果（試作品の開発や設備投資による生産性向上）を披露・発表するとともに、展示・交流を通じたビジネスマッチングを提供することにより販路開拓、市場創出、企業間連携の実現などの事業化促進を支援する。

2. 開催概要

(1) 名称：ものづくり補助事業新商品及び技術展示発表・商談会

(2) 主催者：茨城県中小企業団体中央会（茨城県地域事務局）

(3) 実施時期・日程：

- ・令和元年8月～11月
- ・本番・準備期間1日の日程とする
- ・開催時間帯は正午～16時とする

(4) 会場：

- ①開催場所は茨城県内とし、来場者の集客を勘案しつつ展示スペース設置可能な会場を中心に利用する。
 - ②ものづくり補助事業を終了した事業者のブース展示スペース、新商品・技術プレゼンテーションスペース、業種別交流・情報交換会スペース、商談・相談コーナースペースを配置する。
 - ③展示コマ数は最大25とし、補助事業者数、会場事情等に応じて適宜調整とする。
- (5) 出展料および入場料は無料とする。

3. 具体的な実施方法

(1) 実施の流れ

- ①実施事業者の選定、委託契約の締結
- ②実施事業者による運営事務局設置、展示事業者募集・広報等の開催準備実施
- ③ものづくり補助事業新商品及び技術展示発表・商談会開催
- ④実施報告等の製作

実施事業者は、上記②～④の全業務を受託するための実施体制（人員・スペース）を整えること。また、期間中は専用の電話回線を設け、参加事業者や来場者等への対応を行うこと。

(2) 成果発表会の具体的内容

展示スペースの設営、出展事業者等による発表、グループディスカッションなどの方法により、ものづくり補助事業の成果発表を行う。

①ブース展示

- ・出展ブースサイズは2m×2mを基本に下記備品を設置し、費用は事務局負担とする。また展示物や企画によって変更可能とする。

社名板（W1500mmxH280mm程度）、コンセント1個、パイプ椅子1脚、展示台（W1800mmxH1000mmxD600mm程度、1台）

- ・展示内容については、補助金を活用して開発した製商品、技術等の実物展示またはパネル、チラシ等とし、出展者はブースに立ち合う。

②プレゼンテーション、グループディスカッション等

- ・参加事業者向けの発表ステージを用意し、プレゼンテーションを実施すること。方法（時間や参加企業数、映像使用有無等）は提案とする。
- ・参加事業者同士の交流・情報交換用のテーブルを用意し、グループディスカッションを実施すること。方法（テーマ、時間および参加企業数等）は提案とする。
- ・出展事業者側の出展メリットにつながる演出・企画を提案すること。

③ビジネスマッチング

- ・会場内に商談可能なスペースを設営すること。
- ・商談が円滑に行われるよう支援策を実施すること。
- ・展示会の開催時のみならず会期後の支援も配慮すること。

(3) その他

- ・出展募集は補助事業者データベース（住所、メールアドレス他）等を活用し実施する。
- ・来場誘致については効果的に実施し、来場者数の確保に最大限配慮すること。
- ・実施報告等を行うこと。課題や問題点の把握とともに解決へ向けた材料提供を行うこと。

4. 応募について

(1) 参加資格

過去に同等規模、内容以上の展示会の受託経験があり、実施体制が整っていること。

(2) 契約形態

委託契約とする。決定後、別途委託契約を締結する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和元年12月末日まで

(4) 権利関係

ウェブページ、データ、ドキュメント等の著作権および所有権は、本会に帰属するものとする。また、使用する権利は、本会が有するものとする。

(5) 予算規模700万円以内（消費税別途）

(6) 企画書の内容

①体裁

日本工業企画A4版（縦・横可）

②記載内容

イ) 取組方針

ロ) 実施内容（各業務について具体的に記載すること）

ハ) 実施体制

ニ) 事業実施スケジュール

ホ) 企業としての受託実績

(7) 提出書類

①企画書2部※社印が押されたもの（うち、製本していないもの1部）

②見積書2部※別紙見積様式に従って記入すること（正1部、副1部）

③委託事業を行おうとする機関に係る書類2部

イ) 組織並びに事業運営に関する定款等

ロ) 事業報告書等活動の概要

ハ) 役員名簿

ニ) 前事業年度の決算関係書類

ホ) 当該事業年度の収支予算書、および事業計画書

ヘ) 会社概要（会社案内、パンフレット等も可）

(8) 提出期限

希望者は、提出書類を令和元年7月5日（金）正午必着で本会へ送付のこと（宅配便可、持参可）。

5. 選考方法

(1) 評価事項・評価観点

①取組方法、実施内容・方法

- ・本事業や本業務の主旨を十分に理解しているか
- ・本会に配慮した方針であるか
- ・本会が希望する内容を網羅しかつ工夫があるか

②会場候補・規模及びスケジュール

- ・本会の希望するスケジュールを満たしているか
- ・会場は参加事業者及び来場者が来場しやすく規模が適正か

③本業務実施体制

- ・本業務を行う上で、事業を遂行できる体制が組まれているか

④企業としての受託実績

- ・本業務を円滑に行うために、事業者として十分な受託実績があるか

⑤予算の範囲内であるか

- ・最も安価な業者に加点し、予算外の事業者は要件外とする

⑥総合評価

- ・全般的事項、その他事項

(2) 選考手順等

①選考は本会事務局の選考会議により評価する（予定）。

②上記「5. (1)評価事項・評価観点」の各項目について5点満点で段階評価を行う。

③評価点数が同点の場合は、見積金額の最も安価な業者を採用とする。

以上

本件に関する問い合わせ先・書類提出先

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館 8階

電話029-224-8030 FAX 029-224-6446

提出先：茨城県中小企業団体中央会(担当：小林)

E-mail：info@chuoukai-ibaraki.jp

〒310-0801 水戸市桜川2-2-31 ミトコンチェルトビル 1階

電話029-300-1350 FAX 029-233-5020

提出先：茨城県中小企業団体中央会 ものづくり推進室(担当：三村)

〒310-0801 水戸市桜川2-2-31 ミトコンチェルトビル 2階

電話029-350-8087 FAX 029-350-8088

提出先：茨城県中小企業団体中央会 ものづくり開発支援室(担当：高安)